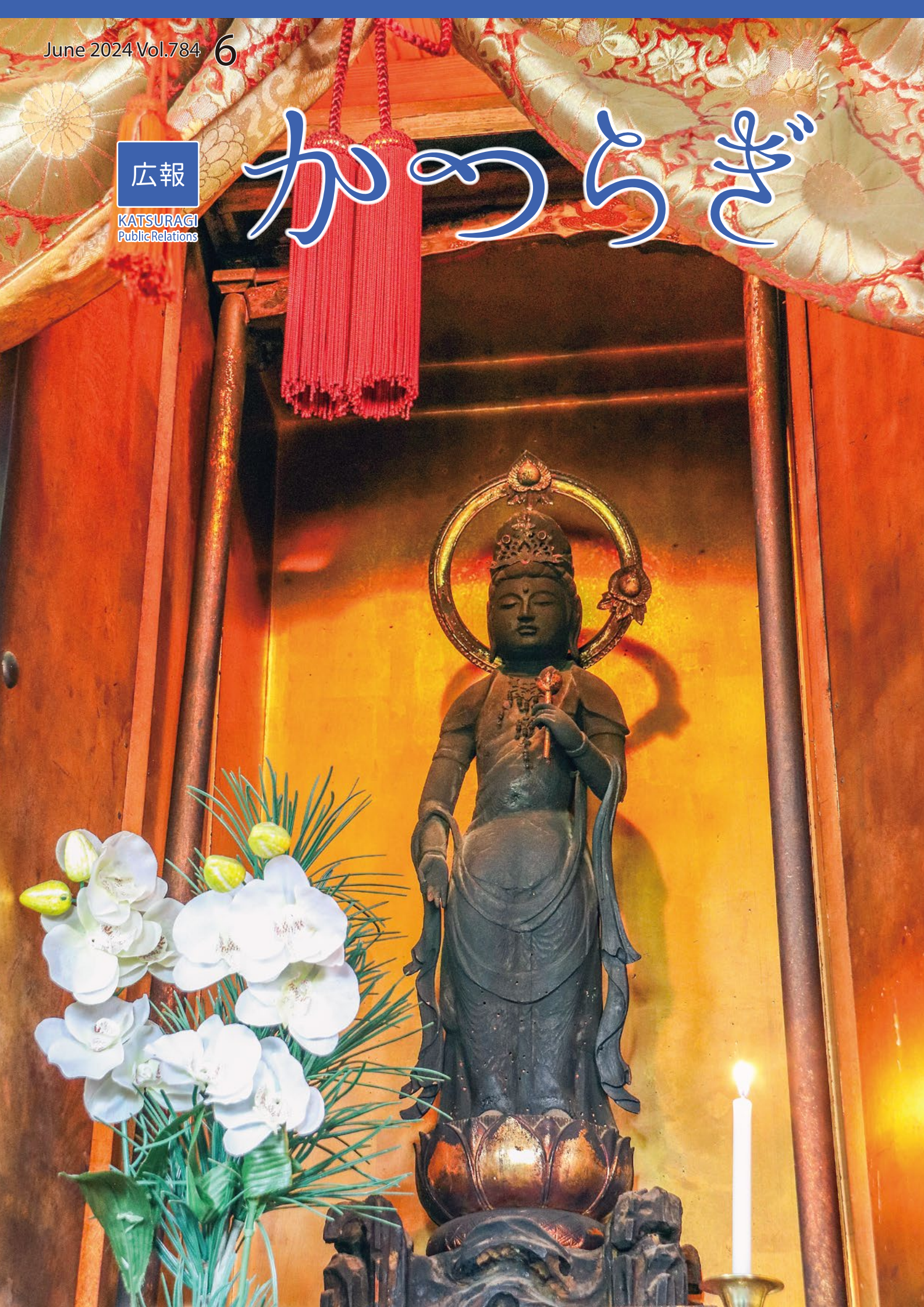


広報

KATSURAGI
Public Relations

かつらぎ



- 3 町からのお知らせ
- 10 NEWS & TOPICS
- 13 町からのお知らせ
- 17 まちのわだい
- 18 暮らしの情報 INFO
- 20 相談窓口
- 21 図書館だより
- 22 TOWN CULTURE
- 23 こそだてカレンダー
- 24 こんにちは赤ちゃん など



COVER

////表紙の写真////

眞明寺に安置されている
「木造観音菩薩立像」
(P.12に関連記事あり)

＝広報の表紙写真（イラスト）を募集します＝
町内の風景・人物などの作品を募集します。詳細
はホームページ、またはお問い合わせください。
【7月号締切6月10日(月)】
お問い合わせ 企画公室秘書広報係（内線2008）



町長メッセージ 町民のみなさまへ

民間有識者らでつくる「人口戦略会議」は、2050年までに全市区町村の4割以上にあたる744自治体が消滅する可能性がある」と発表しました。これは20代から30代の女性が半減し、最終的には消滅する可能性があるという指摘です。和歌山県は和歌山市や岩出市など7つの市町村をのぞく、23の自治体が消滅する可能性があるとの事でした。これに対して岸本知事は、「分析は国民への危機感を示すものであり、額面通りに受け取る必要はない」とした上で「子育て支援や移住定住促進による関係人口の増加、外国人材の受け入れなどに力を入れるべき」と話しています。また、熊本県の本村知事は「住民がいる以上、消滅することはあり得ない」と話しています。

私も岸本知事に同感で、この報告は国民への危機感を示しているだけであって、消滅する自治体はないと思います。しかし、地域行事や自治会などの運営は、高齢化が進むに連れて運営が厳しくなると危機感を覚えています。かつらぎ町は「子育て支

援」に力を入れ始めてから「ふるさと回帰」が活発になってきました。一度、就職などでかつらぎ町を離れた人が、家族を連れてかつらぎ町に戻ってくる「Uターン」現象が増えている訳です。

14歳以下に限った社会増減（転入・転出の差）を見ると、子育て支援に力を入れる前年の2019年度が19人減、子育て支援が始まった2020年度が30人増、2021年度が14人増、2022年度が7人増、2023年度が26人増となっており、2020年度から4年間で77人の子どもが増えました。

私が重要と考えている政策は、一度、故郷の町を離れたとしても、再び故郷の町に戻りたくなるような魅力をどう作るかということです。先日の毎日新聞の社説に「地域社会が持続するには、住民が『住み続けたい』と思う魅力を再発見することが出発点だ」と載っていました。さらにかつらぎ町に住むメリットや魅力づくりに力を入れ、多くの人が誇りに思える「かつらぎ町」を目指してまいります。

かつらぎ町長 中阪 雅則

いつ発生するか分からない地震災害から自分や家族の命を守るために、町の補助金を活用して災害に備えましょう。



● 補助金を活用して「防災力（自助）」を高めよう

問い合わせ 危機管理課防災係（内線 2022）

I. 地震対策器具設置等補助金

地震発生時における被害を減らすため、また、生命・財産を守るために、次の器具の購入・設置に要する経費の一部を補助します。

① 感震ブレーカー

地震などで揺れを感じた際、電気を自動で止める器具で、火災発生を予防します。

② 家具類の転倒防止用器具

地震発生時の家具類の転倒・落下・移動を防ぎます。

対象・補助金額

町内に居住していて、住民登録のある世帯。
器具に応じて補助上限額が異なります。（表1）

II. 危険コンクリートブロック塀等撤去補助金

地震発生時におけるブロック塀などの倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀などの撤去費用の一部を補助します。

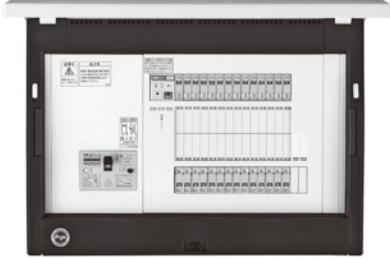
対象 道路に面した高さ60cmを超えるブロック塀で、（表2）基準に1つでも該当するもの。

補助金額 次のいずれか低い金額。（上限10万円）

- ・補助対象経費の3分の2の額。
- ・撤去するブロック塀などの1㎡あたり1万円を乗じた額。

（表1）I. 地震対策器具設置等補助金額

区分	①感震ブレーカー	②家具類の転倒防止用器具
A区分	対象経費の1／4 ※100円未満切り捨て （上限1万円）	対象経費の1／4 ※1,000円未満切り捨て （上限5,000円）
B区分	対象経費の1／2 （上限2万円）	対象経費の1／2 （上限1万円）



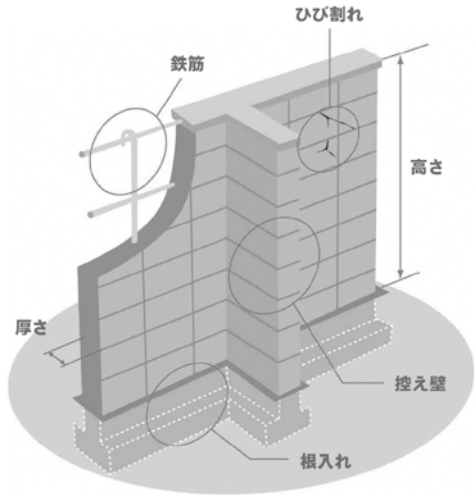
感震ブレーカー（分電盤タイプ）

A区分 B区分以外の世帯。

B区分 次のいずれかに該当する世帯。①満65歳以上のみで構成する世帯。②要介護2以上の方がいる。③身体障害者手帳1級または2級の方がいる。④療育手帳Aの方がいる。⑤精神障害者保健福祉手帳1級の方がいる。⑥医療受給者証の交付を受けている方がいる。⑦県指定特定疾患医療受給者証の交付を受けている方がいる。

（表2）II. 危険コンクリートブロック塀等撤去補助金の基準

- ・塀の高さが地盤から2.2mを超える。
- ・塀の厚さが10cm未満。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合15cm未満）
- ・塀の高さが1.2m超の場合、塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がない。
- ・コンクリートの基礎がない。
- ・塀に傾き、ひび割れがある。
- ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が縦横とも80cm間隔以下で配筋、また、それぞれがかぎ掛けされていない。
- ・塀の高さが1.2m超の場合、基礎の根入れ深さが30cm未満。



令和5年度下半期 予算執行状況

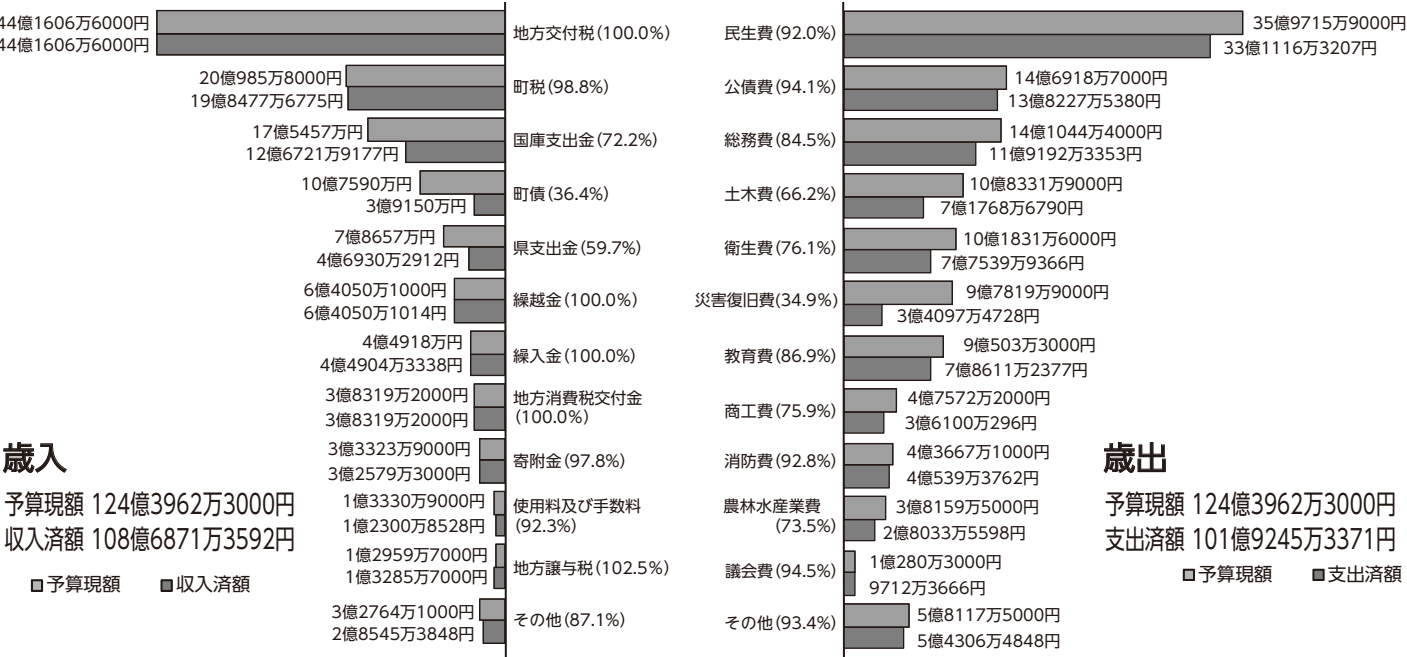
町の財政運営について、上半期と下半期の2回に分けて、財政状況を公表しています。

今回は、令和5年度下半期（3月31日現在）の予算執行状況などをお知らせします。

歳入のうち、町債は予算が翌年に繰り越され、令和6年度に収入されるものもあり、執行率が低くなっています。

歳出のうち、土木費や災害復旧費は翌年に事業が繰り越され、令和6年度に支出されるものもあるため、執行率が低くなっています。

また、歳入歳出ともに現金の未収未払を整理する期間として、会計年度終了後の翌4月1日から5月31日までの出納整理期間が設けられているため、決算額とは異なります。



歳入

予算現額 124億3962万3000円

収入済額 108億6871万3592円

■ 予算現額 ■ 収入済額

歳出

予算現額 124億3962万3000円

支出済額 101億9245万3371円

□ 予算現額 ■ 支出済額

税金の負担状況 (単位：円)

項 目	1人当たり	1世帯当たり	使 い 道
個人町民税	37,463	81,170	町が自由に使い道を決めることができる税金 住み良い町づくりのために活用
固定資産税	64,727	140,241	
軽自動車税	5,375	11,645	
町たばこ税	7,454	16,150	
都市計画税	6,380	13,824	公園や街路、下水道などの都市計画事業に活用
合 計	121,399	263,030	

町民へのサービス等に要する経費 (単位：円)

項 目	1人当たり	1世帯当たり	経 費 の 内 容
議 会 費	6,251	13,544	議会の活動に要する経費
総 務 費	76,715	166,214	庁舎の維持管理、税金徴収、選挙などに要する経費
民 生 費	213,115	461,744	児童、高齢者、障害者などの社会福祉に要する経費
衛 生 費	49,907	108,130	感染症予防、清掃関係、火葬場運営などに要する経費
農林水産業費	18,043	39,093	農林業振興などに要する経費
商 工 費	23,235	50,342	観光や商工業振興などに要する経費
土 木 費	46,192	100,082	道路橋梁、河川、公園等の維持管理などに要する経費
消 防 費	26,092	56,532	消防、防災関係に要する経費
教 育 費	50,596	109,624	小中学校、教育委員会、社会教育などの教育関係に要する経費
災 害 復 旧 費	21,946	47,549	自然災害に罹災した際の復旧などに要する経費
公 債 費	88,967	192,759	国や銀行などから借りた町債(借金)の元金・利子の返済に要する経費
そ の 他	34,953	75,731	基金への積立などに要する経費
合 計	656,012	1,421,344	

◇人口 15,537人 世帯数 7,171世帯（3月31日現在）

町有財産の状況

項 目	面積または現在高
土地	2,220,354.57㎡
建物	136,980.27㎡
出資による権利	1億3648万836円
債権(町の貸付金)	1081万2867円
基金(町の積立金)	35億5317万178円
一般会計	30億7591万195円
うち財政調整基金	16億6532万1316円
うち減債基金	7706万3178円
うちその他特定目的基金など	13億3352万5701円
国民健康保険事業特別会計	1億9880万8325円
介護保険事業特別会計	2億7845万1658円

町債(借金)の状況

項 目	現在高
町債(借入金)	117億4585万8989円
一般会計	115億4819万2022円
シビックセンター特別会計	0円
花園地域交流推進施設運営事業特別会計	1億9766万6967円
一時借入金	0円

(土地建物、出資による権利は令和5年3月31日現在です)

特別会計予算の執行状況

会 計	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	執行率	予算現額	支出済額	執行率
シビックセンター	1億7280万円	7716万6581円	44.7%	1億7280万円	9645万8972円	55.8%
国民健康保険事業	26億624万7000円	25億1487万4193円	96.5%	26億624万7000円	22億7393万6014円	87.2%
天野診療所事業	671万8000円	657万2195円	97.8%	671万8000円	565万6367円	84.2%
後期高齢者医療事業	6億3259万3000円	6億2269万81円	98.4%	6億3259万3000円	6億1417万7801円	97.1%
介護保険事業	28億3324万3000円	27億4793万4211円	97.0%	28億3324万3000円	24億1643万1142円	85.3%
花園地域交流推進施設運営事業	8647万3000円	8630万5990円	99.8%	8647万3000円	8606万5288円	99.5%
合 計	63億3807万4000円	60億5554万3251円	95.5%	63億3807万4000円	54億9272万5584円	86.7%

令和5年度

● 情報公開制度 運用状況の公表

問い合わせ

総務課管理係 (内線2026)

実施機関別

かつらぎ町長

公文書開示請求件数	17件
(内訳) 全部開示	10件
部分開示	5件
非開示	1件
取り下げ	1件
個人情報開示請求件数	2件
(内訳) 部分開示	2件

かつらぎ町議会

公文書開示請求件数	0件
個人情報開示請求件数	0件

かつらぎ町教育委員会

公文書開示請求件数	1件
(内訳) 全部開示	1件
個人情報開示請求件数	1件
(内訳) 部分開示	1件

かつらぎ町選挙管理委員会

公文書開示請求件数	1件
(内訳) 部分開示	1件
個人情報開示請求件数	0件

かつらぎ町公平委員会

公文書開示請求件数	0件
個人情報開示請求件数	0件

かつらぎ町監査委員

公文書開示請求件数	0件
個人情報開示請求件数	0件

かつらぎ町農業委員会

公文書開示請求件数	0件
個人情報開示請求件数	0件

かつらぎ町固定資産評価審査委員会

公文書開示請求件数	0件
個人情報開示請求件数	0件

● 児童手当制度について

児童の養育状況が変わっていなければ、次に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。
問い合わせ 住民福祉課社会福祉係（内線2064）

- ① 現況届の提出が必要な方

次に該当する方は、毎年6月に現況届の提出をしてください。

 - ・ 児童の養育状況が変わった。
 - ・ 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地がかつらぎ町と異なる。
 - ・ 児童の戸籍や住民票がない。
 - ・ 離婚協議中で配偶者と別居している。
 - ・ 法人である未成年後見人、施設などの受給者。
 - ・ その他、町から提出の案内があったなど。
- ② 改めて認定請求書の提出が必要な方

これまで手当が支給されていなかった方で所得が限度額（表参照）を下回った場合、改めて認定請求書を提出してください。
- ③ 児童手当の変更手続き

次の事項に変更があった場合、届け出てください。

 - ・ 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなった。

【表】 児童手当所得制限限度額

児童を養育している方の所得により、次のとおり支給します。

(1)未満の場合：児童手当

(1)以上(2)未満の場合：特例給付（児童1人あたり月額一律5,000円）

(2)以上の場合：支給されません

（単位：万円）

扶養親族などの数 (カッコ内は例)	(1)所得制限限度額		(2)所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合など)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合など)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	812	1,040	1,048	1,276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）ならびに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で所得制限を確認します。

- ・ 受給者や配偶者、児童の住所が変わった。
- ・ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わった。
- ・ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至った、または児童を養育していた配偶者がいなくなった。
- ・ 受給者の加入する年金が変わった。
- ・ 協議離婚中の受給者が離婚をした。
- ・ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けた。

● 浄化槽設置整備事業補助金

問い合わせ 環境課環境係（内線2231）

補助金額

人槽区分	補助金額	加算額
5人槽	332,000円	166,000円
7人槽	414,000円	207,000円
10人槽	548,000円	274,000円

※加算額は都市計画区域のみ。（花園、天野、志賀、新城、四邑地区を除く地域）

※人槽区分はJIS規格による算定人員（店舗などとの併用住宅の場合は居住部分のみの算定人員）に基づきます。

令和6年度の住宅への浄化槽設置整備にかかる補助金申請を受け付けます。
対象 住宅に合併処理浄化槽の設置を予定している方。
対象地域 町内全域（公共下水道に接続可能な住宅を除く）
申請期限 令和7年1月31日（金）
※浄化槽設置工事を令和7年2月末日までに完了すること

◆ 浄化槽とは

浄化槽は微生物の力を利用して生活排水の汚れを分解し、きれいな水にしてから排出するものです。公共下水道が未整備の地域においては、トイレを水洗化できるだけでなく、水質汚濁を防ぐ重要な設備です。

◆ 浄化槽設置後の保守点検・清掃と法定検査

浄化槽法第10条と第11条において、浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検、清掃と法定検査が義務付けられています。浄化槽がきれいな水を排出していくためには適切な維持管理が必要です。次の3つの事項を徹底してください。

- ① **保守点検** 浄化槽の調整・修理や消毒薬の補充などを保守点検業者に依頼して行います。4カ月に1回以上の実施が必要です。
- ② **清掃** 浄化槽内に溜まった汚泥の引き抜きや洗浄を汲取業者に依頼して行います。年1回以上の実施が必要です。
- ③ **法定検査** 保守点検や清掃などの維持管理が適正にされ、機能に問題がないかを県水質保全センターが実施します。年に1回の実施が必要です。

◆ 浄化槽の各種届出

浄化槽使用開始報告書 使用を開始するとき
浄化槽使用再開届出書 使用を再開するとき
浄化槽休止届 3カ月以上使用しないとき
浄化槽使用廃止届出書 取り壊す、または公共下水道に接続するとき
浄化槽管理者変更報告書 管理者を変更したとき
※詳細は町ホームページをご覧ください。
なるか、お問い合わせください。

参加費無料

地域の健康促進イベント

日時6/26(木) 14:00~15:00

場所はなぞの温泉 花園の里

持ち物ヨガマット

当日ホテルに直接お越しください。

もれなく館内の温泉に無料でお入りいただけます。

後援：かつらぎ町

はなぞの温泉 花園の里 0737-26-0171

有料広告

令和6年度から ● 森林環境税（国税）が新たに課税

問い合わせ 税務課住民税係（内線2046）・産業観光課林業振興係（内線2181）

森林環境税



個人住民税に上乗せして徴収
1人年額1,000円
(令和6年度から課税)

国

森林環境譲与税

都道府県と市区町村に譲与

森林整備、人材
育成、木材利用、
普及啓発の取り組
みに活用。



納税いただいた「森林環境税」は、国を通して「森林環境譲与税」として全国の都道府県・市区町村に配分され、森林整備やその促進などに活用される。

森林環境税導入による日本の取り組み

平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和6年度から、森林の整備およびその促進を目的とした重要な施策の財源として、森林環境税（国税）が新たに課税されます。

この税は、町民税・県民税（個人住民税）の均等割の枠組みを活用し、1人年額1,000円が課せられます。

徴収された税収の全額は、森林環境譲与税として都道府県および市区町村へ譲与され、日本の森林保全と環境改善に貢献します。

森林環境税の目的と重要性

森林環境税は、パリ協定の枠組みのもとで、日本が設定した温室効果ガス排出削減目標の達成を支えるために創設されました。

森林には、気候変動の一因である温室効果ガスの二酸化炭素（CO₂）を吸収する機能があり、土砂崩れや浸水といった自然災害の防止にも重要な役割を果たします。

この税により、森林整備に必要な財源を安定的に確保し、持続可能な森林環境保全を目指します。

納税義務者と非課税基準

国内に住所を有する全ての個人

が納税義務者です。ただし、次の基準に該当する方は非課税です。

- ・前年中の「合計所得金額」が38万円以下で扶養親族がいない方
- ・扶養親族がいる場合は、28万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数）＋10万円＋16万8000円以下の方。（16万8000円は控除対象配偶者または扶養親族がいる場合のみ）
- ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前年中の「合計所得金額」が135万円以下の方。
- ・生活保護法により生活扶助を受けている方。

令和6年度以降の変更

令和5年度までの復興特別税が終了し、令和6年度からは森林環境税が新たに課されます。

これにより、国税、県民税、町民税の均等割の合計額は変わらず、5500円を維持しながら、税収の使途が環境保全に移行します。

森林環境譲与税の具体的な使用目的

森林環境譲与税の使途は法令で定められており、町では、森林整備や木材利用の促進などに活用し、令和6年度からは町産材で製作した木のおもちゃを幼児にプレゼントしています。

● 個人町民税・県民税、固定資産税・都市計画税の 納税通知書・納付書を6月13日(木)に発送

個人町民税・県民税、固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書を6月13日(木)に発送します。納期限までに納付してください。

◆ 納期限

第1期	7月1日(月)
第2期	7月31日(水)
第3期	9月2日(月)
第4期	9月30日(月)
第5期	10月31日(木)
第6期	12月2日(月)
第7期	12月25日(水)

◆ 納付場所・方法

かつらぎ町役場・きのくに信用金庫・紀北川上農業協同組合・近畿労働金庫・(株)紀陽銀行・(株)ゆうちょ銀行(近畿2府4県に限る)・(株)南都銀行・納付書に記載のあるコンビニエンスストアなど。

□ 口座振替による納税

税務課または指定金融機関などに備えている「町税等口座振替申込書」に必要事項をご記入の上、預貯金口座届印を押印して指定金融機関にお申し込みください。

コンビニエンスストアなどによる納付

町では、従来の金融機関での納付のほか、さまざまな方法(コンビニエンスストア、スマートフォン

ンアプリ、クレジットカード、インターネットバンキング、eL-QR)を利用した納付が可能です。詳しくは、税務課徴収係へお問い合わせください。

固定資産税課税物件明細書

固定資産税納税通知書に課税物件明細書を同封していますので、所有している土地・家屋などをご確認ください。

また、農業や営業などの事業用の土地・家屋について、確定申告における租税公課の計算に利用できますので大切に保管してください。

個人町民税・県民税の公的年金からの特別徴収制度

この制度は、納税義務者(年金受給者)が支払うべき、年金所得に係る個人町民税・県民税を日本年金機構などの「年金保険者」が町に直接納めるように納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。(年金以外の所得に係る町民税・県民税がある場合は、別途納めてください)

対象 4月1日現在65歳以上の公的年金の受給者で、年金所得に係る個人町民税・県民税の納税義務

のある方。※ただし、次のような場合は対象となりません。「介護保険料が特別徴収の対象とならない方」「当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金などの額を超える方」。

※令和6年度から新たにこの制度の対象となった方は、10月支給分の年金から特別徴収を開始しますので、6・9月は普通徴収となり納付書により納めてください。

問い合わせ

町民税・県民税 住民税係(内線2046)
固定資産税・都市計画税 固定資産税係(内線2043)
納税、証明書発行など 徴収係(内線2041)

納期限

7月1日(月)

- 町民税・県民税 全期・第1期
- 町内固定資産税 全期・第1期
- 介護保険料 第2期

町税などの納付は便利で確実な口座振替をご利用ください。

気になるセキュリティ

LINE

予約・申請



政府が認定する
セキュリティを
満たすサーバー

個人情報
などを保管

かつらぎ町公式LINEアカウントから予約や申請などで入手した個人情報は全て、政府に認定されたサーバーに保管されます。このサーバーは国が提供する「ぴったりサービス」と同じ基盤で、全国およそ150自治体が利用しています。

引き続き、セキュリティ管理に配慮しつつ公式LINEアカウントを運用していきますので、安心してご利用ください。

※かつらぎ町公式LINEアカウントの安全性確保に関するガイドラインや運用方針などが気になる方は、町ホームページをご覧ください。



友だち登録はこちら

登録方法①

右の二次元バーコードを読み取り、「追加」を押す。



登録方法②

LINEのホーム画面にある友達追加で、ID検索をして追加する。

@katsuragi-town

問い合わせ

企画公室秘書広報係（内線2008）

新機能② メニューが新しくなりました

トーク画面に表示されるメニューのデザインを一新し、暮らしに役立つ機能を追加しました。



機能の一部を紹介

申請	・LINE上でできる申請やオンライン申請 ※今後オンラインでできる申請を増やしていきます。
予約	・健診や、すくすく教室の予約 ※イベント予約や体育施設の予約なども将来的には実装予定。
子育て	・子育て相談の受付 ・育児サークルの日程確認
学校	・町内小・中学校の欠席連絡
ごみ	・ごみの分別検索 ・ごみ収集日の通知
広報/HP	・町広報、ホームページの確認
休日急患	・休日急患時の連絡先の確認
防災/災害	・防災ラジオの内容 ・ハザードマップの確認
ご意見/通報	・町への意見投稿 ・漏水箇所、動物死骸の通報
受信設定	・LINEで受け取る情報の設定

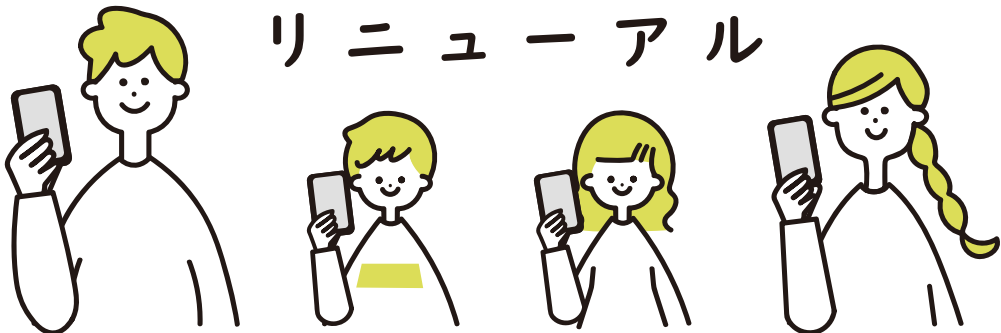
利用できる機能は、今後さらに追加していきます。役場に来庁しなくても行政手続きができる、便利な役場を目指します。



6月1日から
本格運用開始

かつらぎ町 LINE

公式アカウント
リニューアル



町内のさまざまな情報を配信しているかつらぎ町のLINE公式アカウントを、リニューアルしました。新機能を加え、より便利で使いやすくなりましたので、ぜひお友だち登録をお願いします。

新機能① ほしい情報だけを受取れるようになりました

いままで、全ての登録者に同じ情報を配信していましたが、受信設定をしておくと、欲しい情報だけを受取れます。※緊急情報や広報かつらぎは、受信設定の内容に関わらず、登録者全員にお届けします。

受信設定のおねがい

受信設定をしないと、6月以降かつらぎ町からのお知らせが届かなくなります。



Step1

トーク画面のメニュー右下にある受信設定をタップする。



Step2

生年月日を入力する。



Step3

お住まいの自治区を選択する。



Step4

ほしい情報を選択する。（複数選択可）



※受信設定は、いつでも同作業で変更することができます。

木造観音菩薩立像 町指定文化財に指定

3月29日に「木造観音菩薩立像」が町の指定文化財に指定されました。

木造観音菩薩立像は、眞明寺（佐野）の観音堂に安置されている仏像です。仏像の材料にはヒノキが用いられ、一木造り（一本の木を彫ってつくる）で作られています。仏像の形状から、穏やかな中にも古い様式を垣間見ることができ、平安時代後期（11世紀）の作品であることがわかります。この時代は、大陸から伝えられた文化に日本的な要素を足した優美な文化（国風文化）が花開いた時代でした。

仏像の台座裏面の記載から、持物・台座・光背は江戸時代に新たに作り直されたことがわかります。



台座裏面



右面



左面



背面

仏像のある眞明寺^{しんみょうじ}

かつらぎ町佐野に所在する眞明寺は、江戸時代後期に紀州藩により編纂された地誌『紀伊続風土記』の「村の乾にあり古は慈尊院末といふ本堂鐘樓堂あり」の記述から、佐野村の北西に位置し、江戸時代には鐘つき堂があったことがわかります。

本尊は阿弥陀如来立像で、脇侍の観音菩薩立像（阿弥陀三尊）・勢至菩薩立像と共に本堂に安置されています。本尊の一部は、平安時代中期の作で、脇侍2軀は江戸時代につくられました。阿弥陀三尊は亡くなった人を阿弥陀の浄土に導く仏で、広く信仰されていました。その他、主な文化財としては、大般若経（江戸時代）や境内の慶長13年に建てられた石碑が残っています。このことから、眞明寺は平安時代から続く寺院で、佐野の人々の信仰を集めていたことがわかります。

眞明寺。仏像は、本堂横の観音堂格子窓から見られます。



DATA

もくぞうかんのんぼさつりゅうぞう
木造観音菩薩立像

種別／美術工芸品（彫刻）

時代／平安時代後期（11世紀）

頁数／1軀

所有者／宗教法人眞明寺

所在地／かつらぎ町大字佐野318

法量（単位cm）／像高53.3 面長6.5

面幅6.0 肩幅14.9

指定日／令和6年3月29日



● 展覧会・現地学習会のお知らせ

問い合わせ 生涯学習課文化振興係
(内線3019)

1

庁舎内展示 Vol.15
『仏がみちびく三谷坂』

7/4 (木) ~10/1 (火)
時間 8:30 ~ 17:15
場所 役場本庁舎玄関左手
総合文化会館エレベーターホール

2

佐野寺跡展覧会
『浄土一仏たちの住む世界』

8/7 (水) ~11 (日・祝)
時間 9:00 ~ 17:00 ※入館 16:30 まで
場所 笠田公民館佐野分館 1 階

3

佐野寺跡現地学習会
『佐野寺跡ナイトクエスト2』

要申込

※各回先着 20 人
申込開始 7/3 (水) ~



8/11 (日・祝)
時間 1 回目 18:00 ~、2 回目 19:00 ~
場所 笠田公民館佐野分館 1 階・県史跡佐野寺跡
申込 左の二次元バーコードまたは電話

4

庁舎内展示 Vol.16
『仏の舞と法華経信仰』

10/3 (木) ~ R 7.1/6 (月)
時間 8:30 ~ 17:15
場所 役場本庁舎玄関左手
総合文化会館エレベーターホール

『アルコラ 2024
新説南海道周辺を歩く 2』

要申込

※先着 30 人
申込開始 9/2 (月) ~



10/19 (土)
時間 10:00 ~ 15:00
場所 かつらぎ西部公園を拠点に関連遺跡をめぐる
申込 左の二次元バーコードまたは電話

5

中飯降遺跡現地学習会
『特別公開 保存遺跡の裏側を
見てみよう!』

12/1 (日)
時間 1 回目 13:00 ~、2 回目 14:00 ~
場所 中飯降遺跡保存学習施設

6

庁舎内展示 Vol.17
『神々の里—あまの一—』

R 7.1/8 (水) ~ 3/31 (月)
時間 8:30 ~ 17:15
場所 役場本庁舎玄関左手
総合文化会館エレベーターホール

7

文化財拠点施設開館イベント
展覧会・講演会

※詳細は後日ホームページ・チラシで
お知らせします。

・展覧会 R 7.3 月中旬
時間 9:00 ~ 17:00 ※入館 16:30 まで
場所 天野地域交流センターゆずり葉
・講演会 R 7.3 月中旬
場所 天野地域交流センターゆずり葉



世界遺産登録20周年記念 かつらぎ町ふるさと発掘スタンプラリー開催

スタンプを3種類以上集めた方に、オリジ
ナル野帳を先着 80 人にプレゼント。

さらに全種類集めた方には、世界遺産登録
20 周年を記念し、もれなく『達成証』と
プレゼントを進呈!

詳細はこちら▶▶▶



期間 7月4日(木)~令和7年3月31日(月)
対象 〓マークが付いたイベント全て

※スタンプカード台紙は7月4日(木)から、生涯学習課
文化振興係と各公民館で配布します。野帳・達成証の
贈呈は令和7年3月31日(月)まで。

後期高齢者医療保険の被保険者を対象に

● 1日人間ドックを実施します

////////////////////////////////////

後期高齢者医療保険の被保険者を対象に、生活習慣病予防の一環として1日人間ドックを実施します。ぜひ、この機会に受診し、健康管理にお役立てください。

なお、県内医療機関またはかつらぎ町集団健診による健康診査を受診予定の方、既に受診した方は1日人間ドックの受診はできませんのでご了承ください。

実 施 期 間	9月2日（月）～令和7年1月31日（金）
受 付 期 間	6月3日（月）～28日（金）※土日除く 午前8時30分～午後5時15分
対 象 者	下記ア、イ、ウ、エの全てに該当される方 ア．かつらぎ町に住所を有し、和歌山県後期高齢者医療保険に加入している被保険者 イ．後期高齢者医療保険料を滞納していない方 ウ．県内医療機関またはかつらぎ町集団健診による健康診査を受診していない方 エ．個人情報保護法に基づく検査結果などの個人情報を、町が医療機関から提供を受けることに同意をいただける方
検 査 項 目	診察（問診・身体測定）・血圧・眼・耳・尿・大腸がん・血液検査（血液一般・脂質・肝機能・腎機能）・胸部・心臓・胃部・腹部 ※乳がん・子宮がん検診は含まれていません。
検 査 費 用	自己負担金 5,000円
実施医療機関	紀和病院・橋本市民病院・名手病院
申 込 方 法	次の①・②を持参の上、保険年金係（役場4番窓口）でお申し込みください。 ① 後期高齢者医療被保険者証 ② 和歌山県後期高齢者医療広域連合から送付された健康診査受診券および受診票 ※健康診査受診券、受診票をお持ちでない場合は受付できません。

※都合により、実施期間や内容が変更となる場合もありますので、ご了承ください。

申し込み・問い合わせ 健康推進課保険年金係（内線2056）

＼町民みんなで／

● 健康づくりに取り組もう～歯の健康～

歯を失う原因 第1位は歯周病

30代以上の約3人に2人が歯周病といわれています。自覚症状がほとんどないため、気づいた時には重症化していたということが少なくなく、放置しておくと50代から歯が抜け始めるといわれています。

さらに歯周病は、糖尿病をはじめとする生活習慣病や、アルツハイマー型認知症の発症など、全身の健康と深く関係していることが分かっています。

歯周病を予防するためには、若い頃からの「毎日の丁寧な歯磨き」・「定期的な歯科医院の受診」が大切です。

令和6年度に40歳・50歳・60歳・70歳になる方は、無料で歯周病検診が受けられます。

対象の方には、水色の受診券を、4月に特定健診・がん検診の受診券と一緒に送付しています。対象となる方は必ず検診を受けましょう。

6月4日～10日は歯と口の健康週間

「歯を見せて 笑える今を 未来にも」

80歳になっても20本以上自分の歯を保つことを目標とした、「8020運動」や、お口の機能の低下を防ぐ「オーラルフレイル対策」も注目されています。

また、毎月30日は「カミング30デー」として、よく噛み、食べることを心掛けましょう。楽しく充実した食生活を送り続けるためには、生まれてから亡くなるまで、健康な歯と、お口の機能の維持が大切です。

問い合わせ 健康推進課衛生係（内線2059）

● 後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ

ジェネリック医薬品を使用した場合、1カ月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象に、5月下旬～6月上旬にかけ、和歌山県後期高齢者医療広域連合から、ジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付します。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、この機会にジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

※このお知らせは、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬代が軽減できることを伝えるものです。ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。

※薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。切り替えを希望する方は、かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品とは

先発医薬品（新薬）の特許が終了した後に発売される、先発医薬品と同等の品質・有効性・安全性を持つと国から認められた医薬品です。開発費が抑えられるため、先発医薬品より低価格で提供され経済的です。

問い合わせ 和歌山県後期高齢者医療広域連合 和歌山市吹上2丁目1番22号日赤会館9階
(☎073-428-6688)

● 知ってほしい国保「①人口構成」
(第3期データヘルス計画より)

問い合わせ 健康推進課保険年金係（内線 2214）



令和4年度における、かつらぎ町の国保被保険者数は4,426人で、町人口に占める加入率は27.8%となっています。被保険者の平均年齢は54.9歳で、県53.6歳より1.3歳高く、国51.9歳より3.0歳高くなっています。

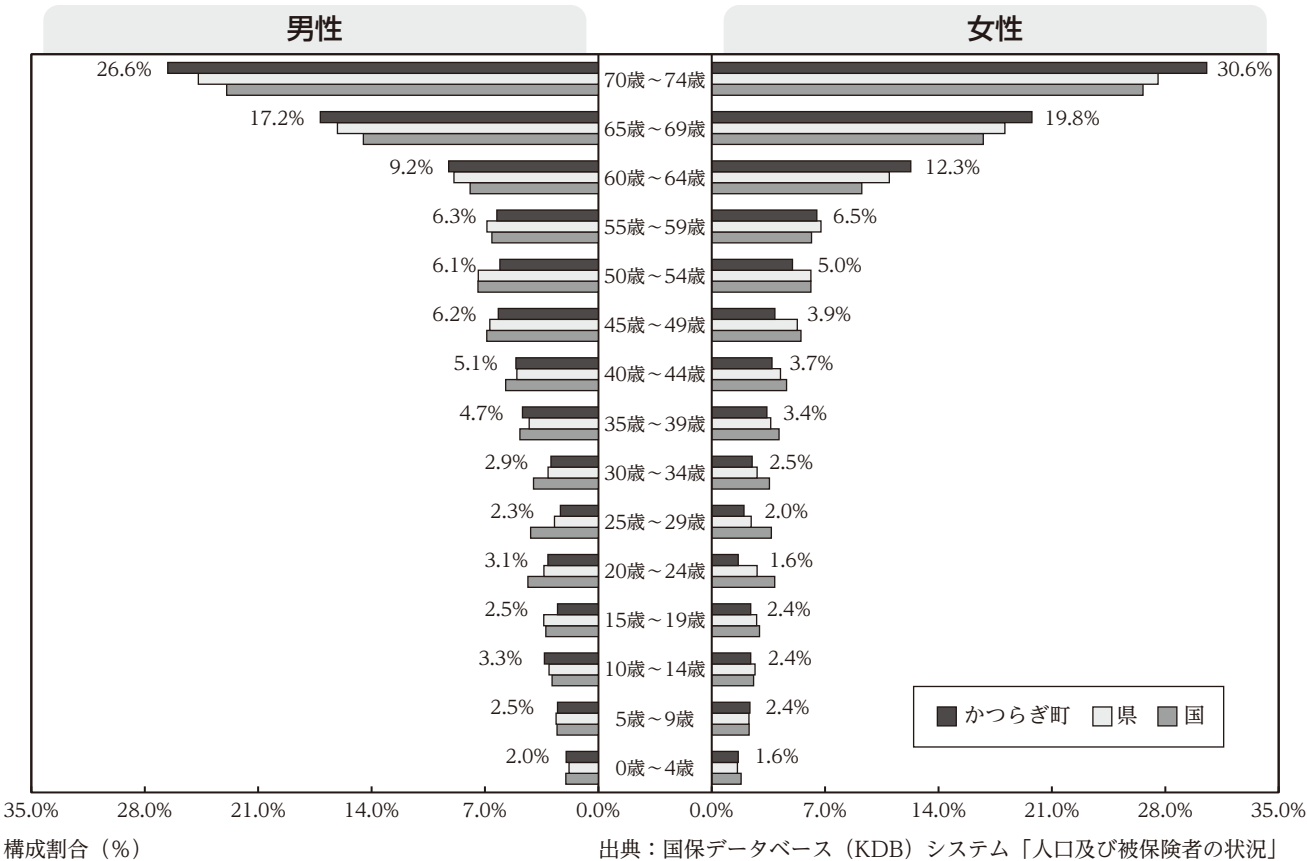
男女・年齢階層別にみると、前期高齢者（65～74歳）は男性、女性ともに県より高く、平均年齢を引き上げている要因となっています。

人口構成概要（令和4年度）

区分	人口総数（人）	高齢化率 （65歳以上）	国保被保険 者数（人）	国保加入率	国保被保険者 平均年齢（歳）	出生率	死亡率
かつらぎ町	15,935	40.3%	4,426	27.8%	54.9	5.2%	15.8%
県	914,564	33.4%	225,356	24.6%	53.6	6.3%	13.8%
同規模	15,346	36.0%	3,782	23.2%	55.9	5.3%	14.7%
国	1213,214,261	28.7%	27,488,882	22.3%	51.9	6.8%	11.1%

出典：国保データベース（KDB）システム「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」

男女・年齢階層別 被保険者数構成割合ピラミッド（令和4年度）





母子保健推進員さんの紹介

町では、42人の「母子保健推進員」が町長の委嘱を受けて地域で活躍しています。乳幼児の健診や予防接種の推進、育児サークルの紹介など、子育ての相談にも応じます。その他、さまざまな形で健康づくりの活動を実践しています。〈敬称略〉

問い合わせ 健康推進課衛生係（内線2053）

氏名	担当地区	氏名	担当地区
森本 道子	高田	溝端 恵子	広野・短野・大畑・西飯降
伊藤 和子	移・背ノ山・窪・萩原	湯川眞喜子	城山・城南・乾・農大・三和・睦・南東
木下有紀子	笠田中全域	梶田 一江	東出・嵯峨谷
山高 晴美	駅東・駅西	木村 理子	西山・西ノ五・西ノ三・白原・畑峯・北出・島
北林 悦子	中ノ丁・戎丁・楠丁・南新町・十五社・東北出・東山田・睦ヶ丘	窪田 道代	東和・谷口・谷口第一・宮浦・今西・二八
中岡ひとみ	西部・中部・丸和・東部	澤本 広枝	入道山・親友・二六・大橋・神祐・共和・懇友・昭和・友愛・同友・近友
山本妃佐子	新生・駅南・本町・第3班	城向由岐子	桃の木・中村・名山・宮本・上平沼田・平沼田
宮口 廣子	笠田団地	宇野万由美	寺尾・兄井
露野 志保	中佐野・折居・上松西・上松東・緑ヶ丘・住吉・東広浦・西広浦	田上 千恵	西番・宮番・中番・島番・東番
朝木眞里子	佐野1・2・3・4・5・6	前岡久美子	教良寺・山崎
三林 典子	西大谷・永安	松山美千代	日高・星山・御所1・2・星川
恩地 栄美	東大谷・蛭子	民谷 雅代	上天野・川東・神田・川西
南 幸子	大藪	安武 史	上新城・下新城
前田 由美	西柏木・東柏木	中野季史子	上志賀・中志賀・下志賀
森本 榮子	昭和・丁通・百里・千間・下木原・旭が丘・明・井上・丁3・三星・丁4・共進・寺前・丁5・丁6・丁7	土畑 洋子	二ノ宮・新体
松田 央子	市原・丁東・柿ノ木	辻本 恵子	下広口・大松
本田 ゆみ	新田東・新田駅前・新田宮・新田西・妙1・2・3・4・9・東新町・西新町・上ノ丁・紀北分院	大家 寛子	西滝・東滝
木村 千草	妙5・6・7・8・西ノ丁	窪田沙祐里	平・大久保・下津川
坪井 静香	妙寺団地・おばな・茶屋出	小西 享子	堀越・中畑・神野・東谷
木村 安子	妙寺団地・おばな・茶屋出	上東 宏子	旧花園村
藤本 明子	広垣内・妙11・妙12	小迫 梨江	旧花園村

地域おこし協力隊員の任命

4月1日(月)・3日(水)、3人の地域おこし協力隊員の委嘱式を行いました。

令和5年度に引き続き森藤秀実さんは新城地区で、川崎雅美さんは四郷地区で地域活動を行います。新たに清水茜さんが着任され、天野地区で地域活動を行います。協力隊員の任期は1年で最長3年まで延長できます。

左から) 清水さん、町長、川崎さん、森藤さん



お知らせ

糖尿病フォローアップ教室

年間を通して、糖尿病の正しい知識が学べる教室です。

みんなで楽しく健康づくりに取り組みでみませんか。

内容 目標を立てて取り組もう！

～今日から始める健康宣言！！～

日時 6月12日（水）午前9時30分～11時30分

場所 保健福祉センター3階

※毎回体操とストレッチをします。動きやすい服装と水分補給のご用意をお願いします。

申し込み・問い合わせ 健康推進課 衛生係（内線2218）

第66回水道週間

（6月1日～7日）

今回の水道週間スローガンは「たいせつに みずはみんなのたからもの」です。

水道週間は、国土交通省および環境省、都道府県をはじめ、各市町村の水道事業体などによるさまざまな広報活動などを通して、水

道について住民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道事業のさらなる発展に役立てることを目的として実施されています。

問い合わせ 上下水道課総務係

（☎22-6566）

危険物安全週間

（6月2日～8日）

令和6年度 危険物安全週間推進標語は『次世代へ つなごう無事故と 青い地球（ほし）』です。

危険物は、現在の私たちの生活を支えてくれる大変便利なものです。もともと身近なものにガソリン、灯油、軽油などがあげられます。

これらの危険物は、管理や取扱いを誤ると、火災・漏洩事故など重大な事故につながり、特にガソリンの引火点は私たちが生活している温度より低く、非常に引火しやすいものです。

取り扱いについては、数量・容器など法律により定められており、十分注意が必要です。

家族や地域の方々の生命・財産を守るため、危険物は正しく取扱いまししょう。

問い合わせ 伊都消防組合消防本部（☎22-0119）

世界遺産登録20周年記念フォーラムin高野 ～次世代に受け継ぐ世界遺産～

日程 7月7日（日）

時間 午後1時～4時

場所 高野山大学黎明館（高野町高野山385）

費用 無料

申込方法 二次元バーコードからお申し込みください。メールにて入場チケットを送付します。申込期限は6月30日（日）。※定員次第締切

申し込み



主催 和歌山県世界遺産高野地域協議会

共催 高野地域世界遺産登録20年記念事業委員会

後援 和歌山県／和歌山県教育委員会／西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社／南海電気鉄道株式会社／関西エアポート株式会社／歴史街道推進協議会

第一部 基調講演

「世界遺産登録20周年を迎えて」
松浦晃一郎氏（元ユネスコ事務局長）



第二部 講演・パネルディスカッション

テーマ 「次世代に受け継ぐ世界遺産のいのりの心」～たぐいまれな「神道と仏教の融合した文化的景観」～

講演① 蘭田稔氏
（京都大学名誉教授／宗教学者）



蘭田氏

講演② 神崎亮平氏
（東京大学名誉教授／東京大学先端科学技術研究センターシニアリサーチフェロー）



神崎氏

パネルディスカッションコーディネーター
丹生晃市氏（丹生都比売神社 宮司）

問い合わせ 和歌山県世界遺産高野地域協議会20周年記念事業実施部会
伊都振興局地域づくり課内（☎0736-33-4915）

募集

自衛官等採用案内

◆自衛官候補生(男子・女子)

資格 18歳以上33歳未満の方

受付 年間通じて行っています。

試験日 受付時にお知らせします。

◆予備自衛官補(男子・女子)

資格 一般 18歳以上52歳未満

の方、技能 18歳以上で国家資格

などを有する方(資格などにより

年齢上限は53歳55歳未満)

受付期間 6月1日(土)～9月19

日(木)

試験日 9月21日(土)～10月7日

(月)のいずれか1日

◆幹部候補生(男子・女子)

資格 一般(大卒)22歳以上26歳未

満 20歳以上22歳未満は大卒(見

込含)、修士課程修了者は28歳未

満、(院卒)20歳以上28歳未満の修

士課程修了者(見込含)

受付期間 第2回 4月24日(水)

～6月13日(木)(飛行要員除く)

試験日(一次) 6月22日(土)

※内容は変更する場合があります。

問い合わせ 自衛隊和歌山地方協

力本部橋本地域事務所(☎073

6-32-0744)

相談

6月1日は人権擁護委員の日

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、

人権擁護委員法が施行されたこの

日を「人権擁護委員の日」と定め、

皆さんとともに一層の人権尊重思

想の啓発に努めています。

人権に関することでお悩みの方

は、一人で悩まず、ご相談くださ

い。

◆人権擁護委員特設相談所

9月20日(金)笠田ふるさと交流館

令和7年1月17日(金)見好公民館

時間 午後1時30分～3時30分

いじめ、差別、虐待、セクハラ、

インターネットによる誹謗中傷な

ど、日常生活の中で生じるさまざま

な人権問題に関する相談に人権

擁護委員が応じます。相談は無料

で秘密は守られます。

問い合わせ 住民福祉課社会福祉

係(内線2067)

地球温暖化対策に取り組もう

おうちでできる取組(グリーン購入編2)

環境に配慮された製品を選ぼう

リサイクル素材でできているものや、作られるときに二酸化炭素の排出量が少なくなるよう努力されたもの(エコマーク商品、グリーンマーク商品)などが、環境に配慮した製品といえます。また製品だけではなく、過剰包装されている商品避けることも重要です。

例えば、洗剤など、詰め替え用パックを購入するとゴミが少なくなります。

過剰に包装されている場合、開封後にゴミとして出ることになり、環境に影響を及ぼすことになります。

次回▶緑化活動編

問い合わせ 環境課環境係(内線2066)

若者サポートステーションのかわ

適職診断、面接対策をお手伝い

します。「自分に合った仕事を知り

たい」「就活の仕方が分からない」

とお悩みの方、まずはお電話くだ

さい。(49歳の方まで利用できま

す)

日時 月～金曜の午前10時～午後

6時※祝日除く

対象 就労を希望する無職の方

(15歳～49歳の方とその家族)

費用 相談・利用無料

問い合わせ 若者サポートステー

ションのかわ(☎0736-33-2900)

若者総合相談With You

困っているのに誰にも言えない

こと、誰に話したらいいのかわか

らないことなど、相談を幅広く受

け付けています。

対象 概ね15歳～39歳までの方と

その家族

費用 相談・利用無料

問い合わせ 若者総合相談 With

You(☎0736-32-0874)

相談名	相談日	時間	場所	問い合わせ
ひきこもり青年のための「居場所」	月～金曜(祝日除く) 6/5(水)ひきこもり相談 6/11(火)小中高生相談 毎週金曜 女性相談	13:30～15:30	よりみち菊谷	NPO法人よりみち ☎090-7093-9595
よりみち親の会	6/5(水)	19:00～	大谷地域交流センター	同上
無料法律相談	6/10(月)、24(月)	13:30～15:30 (先着順)	地域福祉センター	社会福祉協議会 ☎22-5222
ふくし何でも相談 日常生活上の困りごと など幅広い相談に	月～金曜 ※電話相談や、訪問 相談も行っています	8:30～17:15	同上	同上
理学療法士相談 自主リハビリや健康体 操の方法の相談に	6/7(金)、21(金)	13:00～17:00 (予約制)	保健福祉センター 1階機能訓練室	健康推進課衛生係 内線6031
消費生活相談 悪質な訪問販売や契 約・取引に関するトラ ブルなどでお悩みの方	①6/4(火) ②6/11(火) ③6/18(火) ④6/25(火)	13:00～16:00	①かつらぎ町役場 ②高野町役場 ③橋本市役所消費生活センター ④九度山町ふるさとセンター	産業観光課 商工観光係 内線2103
就職相談	①6/11(火) ②6/18(火) ③6/5(水)、26(水)	14:00～15:30	①笠田公民館佐野分館 ②笠田東児童館 ③かつらぎ総合文化会館	伊都振興局 地域づくり課 ☎0736-33-4909
無料職業紹介所 町内事業者・住民の方 に対して、求人求職の 情報提供・あっせん	月～金曜(祝日除く)	8:30～17:15	役場産業観光課	かつらぎ町 無料職業紹介所 (産業観光課内) 内線2103
こども家庭センター 妊娠～子育ての相談に	月～金曜(祝日除く)	8:30～17:15	保健福祉センター 2階	健康推進課衛生係 内線2053

✓ 交際費の公表

3・4月分	町および町長		議会および議長	
	金 額	件 数	金 額	件 数
弔慰	14,000円	2件	—	—
見舞い	—	—	—	—
お祝い	34,530円	2件	—	—
賛助	—	—	—	—
会費	—	—	—	—
その他	—	—	3,000円	1件
計	48,530円	4件	3,000円	1件



児童虐待相談ダイヤル

かつらぎ町児童虐待相談ダイヤル
(☎22-8877)

【その他の相談先】

伊都振興局健康福祉部 (☎0736-42-3210)

和歌山県中央児童相談所 (☎189番)

※緊急時は警察 (☎110番) まで

有
料
広
告



まだまだ人生これから 生きがいつくりのステージへ!!

60歳以上のお仕事したい方に!

- ・介護の補助
- ・スーパー関連
- ・広報誌配布
- ・工場内軽作業
- ・植木の手入れや草刈り
- などなど (センターにより異なります)



事業主の皆様・ご家庭の皆様
さまざまなお仕事お引き受けしています。
お気軽にご連絡ください。

お
問
合
せ
先

公益社団法人
かつらぎ町シルバー人材センター
電話(0736)22-3514
伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160番地

厚生労働省委託事業 高齢者活躍人材確保育成事業

公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会



令和5年度 「読書ノート」終了者の紹介

読書ノートに取り組んでもらった児童のうち、たくさん読んでくれた方を紹介します。

読書ノートとは

読書意欲を高め、少しでも読書をする機会を増やすことを目的に実施しています。50冊の本を読むと読書ノート1部が終了となります。小学生に配布し、取り組んでもらいました。



読書ノート6部（300冊）終了者（学年は受賞時）



妙寺小学校1年
北中 巳湖さん



笠田小学校2年
藤本 芽依さん



笠田小学校2年
松下 唯愛さん



笠田小学校2年
南方 叶愛さん



PicUp! 新着図書

一般書



「未明の砦」
太田 愛(著)

切実な希望と成長の社会派青春群像劇。大藪春彦賞受賞作。

一般書



「こまどりたちが歌うなら」
寺地 はるな(著)

あなたが生きる今に光を灯す、希望の物語。

一般書



「今と未来がわかる老化の科学」
中西 真 他(監修)

老化に関する研究成果をわかりやすく解説。健康長寿になる方法も紹介。

児童書



「わすれていいから」
大森 裕子(著)

共に成長する猫と子どもを描いた物語。

児童書



「あなたの言葉を」
辻村 深月(作)

自らの体験を元にまっすぐに語りかけるエッセイ集。

児童書



「つかめ！理科ダマン 1」
シン・テフン(作)
ナ・スンフン(まんが)

科学のキホンをギャグ漫画とともに楽しく解説。

かつらぎ総合文化会館 ホールのご案内



6/1～7/15の予定

開催日	場所	イベント名	開演	主催・問い合わせ他
6/9(日)	AV	「少年メッセージ2024」 伊都地方発表大会	12:00	伊都地方青年育成県民運動推進委員会／関係者・一般
6/12(水)	AV	令和6年度 かつらぎ町人権教育研究大会	14:30	かつらぎ町人権教育研究会(☎22-1020)／関係者
6/13(木)	AV	令和6年度 算定基礎届事務講習会	13:30	日本年金機構 和歌山東年金事務所 (☎073-474-1841)／無料
6/14～16 (金～日)	展	第19回かつらぎ美術展 ※16日のみ16:00まで	9:00～ 17:00	かつらぎ町文化協会(☎22-0303)／ 無料
6/26・27 (水・木)	大	令和6年度 甲種防火管理新規講習	9:50	和歌山県消防設備保守協会(☎073-402-2657)／関係者
6/27(木)	AV	かつらぎ町森林組合 第17回総代会	18:00	かつらぎ町森林組合(☎22-7995)／ 関係者
7/7(日)	AV	ピアノ発表会	13:00	湯川博恵(☎090-5908-5670)・ 坪井静香(☎22-6222)／無料
7/14(日)	大	きのかわ弦楽合奏団 第7回定期演奏会	14:00	山本一人 ^{かずと} (☎090-3054-3856)／無料

※催物名、日時、内容などが主催者の都合により変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。
また、主催者の都合により掲載していない催物があります。催物の有無は主催までご確認ください。

🔊 令和7年2・3月大ホール・AVホール改修工事のため使用不可
[問] かつらぎ総合文化会館 ☎22-0303・FAX22-7102

最新情報は
こちら



文芸の窓

俳句(椎の実)
花筏笑顔で二人後を追う
むらさきの闇にひとすじ初夏
夢捨てぬ傘寿の春や逆通路
紫陽花を模した和菓子に風情あり
春の日に折紙教え楽しけり

短歌(笠田短歌サークル)
初ワラビ口いっばいに春感じ夫との夕餉一日暮れゆく
突然に友の訃報に血の氣引く我が師と崇む人を失う
やや遠く枯野刈る音伝い来ぬ春待つ農の始まる音か
すいすいと青空に舞う燕たち軒を見つけて愛を育む

室岡 博紀
下村 ツヤ子
南出 香子
玉置 隆子
應長 みつ子

奥田 和美
花岡 寿美子
西川 ひとみ
谷澤 三重子

大谷
公民館

お知らせや活動紹介
公民館だより

サークル紹介 現在 9 サークルが活動中

- ・書道教室
- ・華房会(舞踊)
- ・手芸教室
- ・大正琴教室
- ・大谷シルバー
フィットネスクラブ
- ・パッチワーク教室
- ・大谷暮友会
- ・女子力UPの会
- ・要約筆記サークル
S.A.T かつらぎ



興味の
ある方は
ぜひ公民館
まで!

[問] 大谷公民館(☎22-1644)

6月

こそだてカレンダー

問い合わせ 健康推進課衛生係(内線2054)

事業名	日時	時間	対象	内容
4か月・6か月児健康診査	6/28(金)	受付時間は個別に通知	令和5年12月生まれ 令和6年2月生まれ	身体計測・医師による診察・発達観察・育児相談・離乳食指導
1歳6か月児健康診査	6/18(火)		令和4年10・11月生まれ	身体計測・医師による診察・歯科医師による歯科検診・発達観察・食事指導・歯科指導・屈折検査
10か月児健康相談	6/13(木) 7/11(木)		令和5年7月生まれ 令和5年8月生まれ	身体計測・発達観察・育児相談・離乳食指導・歯科指導
2歳児健康相談	6/13(木) 7/11(木)		令和4年4月生まれ 令和4年5月生まれ	身体計測・発達観察・育児相談・食事指導・歯科指導
3歳6か月児健康診査	6/18(火)		令和2年12月生まれ 令和3年1月生まれ	身体計測・医師による診察・歯科医師による歯科検診・発達観察・食事指導・歯科指導・屈折検査
子育て広場「すくすく」	6/14(金) 7/12(金)	13:30～15:00	乳児を持つ保護者と妊婦	助産師による母乳相談、栄養士による離乳食相談など
7か月児教室「さくらんぼ」	6/5(水) 7/3(水)	13:30～	令和5年10・11月生まれ 令和5年11・12月生まれ	ふれあい遊び・子守歌・絵本の読み聞かせ・ペープサート・ブックスタート事業による絵本のプレゼント
乳児教室「りんごちゃん」	6/5(水)	10:00～	令和5年6・7月生まれ	ふれあい遊び・手遊び・絵本の読み聞かせ

持ち物 母子手帳、バスタオル

※10か月児健康相談・2歳児健康相談は同日開催です。

※1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査は同日開催です。

※りんごちゃん教室は2カ月に1回の開催です。

※警報発令時、午前中の健康相談・教室は午前8時半の時点、午後の健診・教室は午前11時の時点で警報が発令されていれば中止とします。

● 育児サークル (10:00～11:00)

日程	サークル名	場所
6/20(木)	丁ノ町育児	丁ノ町地域交流センター
6/21(金)	笠田育児	笠田ふるさと交流館

※詳しくは、衛生係までお問い合わせください。

● 園庭開放 (要事前予約)

聖心幼稚園 (☎22-1336)	※6/5・12・26(水)	9:30～11:00
三谷こども園 (☎23-3730)	6/11(火)	9:30～10:30
佐野こども園 (☎22-6260)	6/18(火)	9:30～10:30

※対象年齢で利用日時が異なります。施設にお問い合わせください。



子育て支援センターからのお便り



令和6年度が新しくスタートし、かわいい赤ちゃん達が来てくれました。

ママと一緒にふれあい遊びをしたり、歌に合わせてリズムをとったり楽しい時間を過ごしました。

お母さん同士子どもを通じて、いろいろな会話が弾みなかよになりました。

● 子育て支援センター

6/7・14(金) 9:00～11:30

おめでとうコーナー「手形・足形を残しませんか」

対象：誕生月の未就園児

持ち物：タオル・ウェットティッシュ

6/6(木) 10:00～11:00

赤ちゃんクラブ「よちよち」

内容：「歯のおはなし!」

定員：10人 要予約：5/23(木)～

6/13(木) 10:00～11:00

わくわく広場

内容：「モリーさんとあそぼう!」

定員：10組 要予約：5/30(木)～

6/26(水) 10:00～11:00

なかよし広場

内容：「栄養士さんと話そう☆」

定員：10人 要予約：6/12(水)～

問い合わせ 子育て支援センター「はぐくみ」
(内線6013・☎080-8317-3788)

開館 月～土曜※祝日除く

時間 午前9時～正午、午後1時～4時

※土曜は正午まで

場所 保健福祉センター1階



じゅのちゃん



そうすけちゃん



くるみちゃん



はくちゃん



はくとちゃん

こんにちは 赤ちゃん

4月の4か月健診に
来られた赤ちゃんを
ご紹介します♪

高齢者叙勲受章

3月25日(月)、上山高治さん(佐野)に対する叙勲(瑞宝双光章)伝達があり、教育長から勲記と県知事お祝状、町長お祝状の贈呈が行われました。

上山さんは、34年の長きにわたり教員として、和歌山県の教育の発展と充実に寄与された功績が認められての受章です。



左から) 峯岡様、教育長、表具様

絵本の寄贈

4月8日(月)、子ども食堂「もぐもぐカフェ」を運営しているサークル「もぐもぐ」様から「かつらぎ町の子ども達のためにお役立てください」と絵本を寄贈いただきました。

いただいた絵本は有効に活用させていただきます。心よりお礼申し上げます。



金芽米を食べた児童生徒は「もちもちしていておいしい」「お米が甘い」。金芽米パンを食べた児童生徒は「お米の香りがする」「新食感でおいしい」といった声。

学校給食に金芽米を導入

町では令和6年度から、小中学校で提供する学校給食に栄養価の高い「金芽米」を導入しました。(対象人数約1,100人、年間予定提供量約15トン) 給食で使用する米は全て町内の農家さんが育ててくださったものです。

また、給食用パンも、小麦粉の一部を金芽米の米粉に置き換えた「金芽米パン」を取り入れました。学校給食で金芽米の米飯と金芽米の米粉を使用して製造したパンを提供する取り組みは全国初であり、この取り組みは町内の製パン会社の協力により実現しました。

※「金芽米」は東洋ライス株式会社の商標登録です。

